

公益財団法人新潟県暴力追放運動推進センター

講師派遣規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県暴力追放運動推進センター（以下、本センターという。）定款第4条第1項から第12項の規定に基づき、当法人が講演・研修などを主催する団体等（以下「主催者」という。）に対し、講師派遣を行う場合について必要な事項を定めることを目的とする。

(講演派遣の申込み)

第2条 主催者が本センターに、様式1による文書等で講演・研修の講師派遣を依頼し、当法人が受諾した時点で申込みが成立する。

(講師の選定)

第3条 講師は、本センターの職員の中から選定し、当センターより主催者に通知する。

(費用)

第4条 講師謝金は、賛助会員1時間10,000円以上、非賛助会員1時間20,000円以上とし、主催者が負担する。

2 講演・研修会場の使用料、会場設営費用は、主催者の負担とする。また、講師が講演・研修で使用する機材（パソコン・プロジェクタ・スクリーン・DVDプレイヤー等）や資料については、主催者の費用負担で準備する。

3 講師の往復交通費は、片道20キロ未満は1,000円、20キロを超える場合は本センターの規程により主催者の負担とする。

4 講師謝金については、当法人と主催者の協議により変更することが出来るものとする。

(支払条件)

第5条 前条の講師謝金及び往復交通費は、当法人の銀行口座へ振込にて支払い、振込手数料は主催者の負担とする。

(その他)

第6条 この規程に定めのない事項、及びこの規程各条項の解釈または履行について疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議し、円満解決を図るように努めるものとする。

(改廃)

第7条 この規程を改正し、又は廃止しようとするときは、理事会の議決を経て行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。（令和4年3月4日理事会議決）

